(仮称) 南こども園実施計画

令和4年(2022年)4月 横須賀市福祉こども部 子育て支援課

目次

1.	本実施計画の位置付け1
2.	前提条件1
3.	計画床面積の算定5
4.	計画床面積表13

1. 本実施計画の位置付け

(仮称) 南こども園(以下「南こども園」という。)に係る実施計画については、令和元年(2019年)12月に「こども園及び病児・病後児保育施設等実施計画」において建設予定地未定の中で作成されました。

今回、建設予定地が久里浜公園内と定められたことに伴い「こども園及び病児・病後児保育施設等実施計画」のうち南こども園に係る事項を本実施計画に改め、南こども園の実施方針として位置付けるものです。

2. 前提条件

①導入機能

南こども園を久里浜地区に新築し、衣笠地区にある森崎保育園と久里浜地区にあるハイランド保育園を統合する。

②定員

「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」に基づき南こども園の定員は、保育利用ニーズの高い $1\sim2$ 歳児を各 25 人、0 歳児を 5 人、 $3\sim5$ 歳児を各 35 人の計 160 人とする。



③計画地

計画地は、現在の久里浜公園の敷地の一部を占用したものとし、計画地の位置と概要については以下の通りである。

計画地の概要

項目	内 容	
所在地	横須賀市久里浜6丁目642番6	
敷地面積	約 1,500 ㎡	
地目	公園(所有者:横須賀市)	
用途地域(容積率・建蔽率)	第1種中高層住居専用地域(200%・60%)	
防火地域	準防火地域	
高度地区	第1種高度地区 (建築物の高さの最高限度 15m)	
その他	居住誘導区域内	
で V / 世	第2種禁止地域(屋外広告物規制地域)	

久里浜公園の概要

項目	内 容	
名称	久里浜公園	
所在地	横須賀市久里浜6丁目642番6	
敷地面積	0.60ha (5,871.85 m²)	
地目	公園(所有者:横須賀市)	
都市計画決定	昭和 50 年 4 月 1 日 市告示第 20 号	
都市計画施設	都市公園(街区公園)	

都市公園法 抜粋

第二章 都市公園の設置及び管理

第七条

2 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

都市公園法施行令 抜粋

第二章 都市公園の管理

(占用物件)

第十二条

- 3 法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。
- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業(同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援又は同条第六項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。)、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設及び同法第三十九条第一項に規定する保育所五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

都市公園法施行令 抜粋

第二章 都市公園の管理

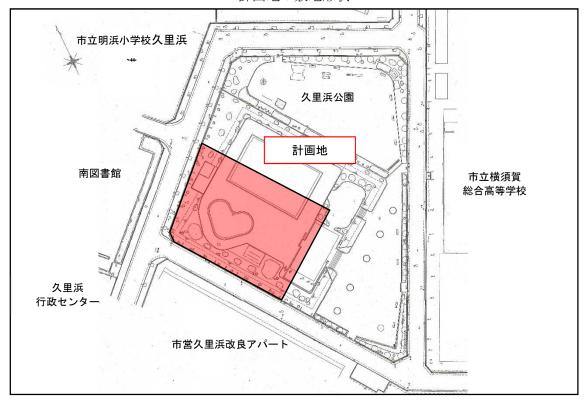
(占用に関する制限)

第十六条 都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。 六の二 第十二条第三項各号に掲げる社会福祉施設は、都市公園の広場又は公園施設で ある建築物内に設けること。この場合において、当該社会福祉施設を都市公園の広場内 に設ける場合にあつてはその敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の百分 の三十を、当該社会福祉施設を公園施設である建築物内に設ける場合にあつてはその床 面積の合計は当該建築物の延べ面積の百分の五十を、それぞれ超えないこと。

計画地の位置



計画地の敷地形状



3. 計画床面積の算定

○登園口: 40 m²

登園口は各園児共通とし、床面積は園児の下足入れと履き替えスペースを確保するため 40 ㎡程度とする。

算定根拠: 下足入れ (1.2 m²/10 人) を 1 歳児から 5 歳児 160 人分設置する。履き替えスペースは 20 m²程度とする。(1.2 m²/10 人×160 人+20 m²=39.2 m²)

○保育室: 420 m²

保育室の床面積は定員数と家具類や収納スペース等を踏まえ、0・1 歳児の保育室は 115 ㎡程度、2歳児の保育室は 65㎡程度、3歳児から5歳児の保育室は各 80㎡程度とする。

音に対して敏感な子どもや、集団の中で過ごすことにストレスを感じやすい子どもなどが、気持ちを落ち着かせて、安心できるような空間(小部屋等)を確保するよう努めること。

算定根拠:「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を 定める条例」(令和2年横須賀市条例第16号。以下「幼保連携型認定こども園 基準条例」と表記)及び

同条例第2条に規定する「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「内閣府等令」と表記)

(乳児室等の面積)

幼保連携型認定こども園基準条例 第五条

乳児室又はほふく室の面積は、3.3 ㎡に満2歳未満の園児の数を乗じて得た面積以上とする。

(保育室等の面積)

内閣府等令 第七条

- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
 - 三 保育室又は遊戯室 1.98 ㎡に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

条例等における基準のチェック

室名	計画床面積	「幼保連携型認定こども園基準条例」	
		及び「内閣府等令」	
0・1歳児保育室	115 m²>99 m²	99.0 m²	
	⇒0K	3.3 m²/人× (5 人+25 人)	
2 歳児保育室	$65 \text{ m}^2 > 49.5 \text{ m}^2$	49. 5 m²	
	\Rightarrow 0K	1.98 m²/人×25 人	
3歳児から5歳児保育室	各 80 m²>69.3 m²	69. 3 m²	
	⇒OK	1.98 ㎡/人×35 人	

○ランチルーム:90 m²

ランチルームは2歳児から5歳児の定員の半数(65人程度)が同時に利用でき、かつ、様々な食事形式に対応できる空間とするため90㎡程度とする。

算定根拠:一人当りの床面積を1.4 m²(一畳弱)程度とする。

 $(1.4 \text{ m}^2/\text{L} \times 65 \text{L} = 91.0 \text{ m}^2)$

○読書室:50 m²

読書室は主に 5 歳児を対象とし、就学に備え落ち着いた雰囲気の空間とするため保育室とは別とし 48 ㎡程度とする。

算定根拠:一人当りの床面積を1.4 m² (一畳弱)程度とする。

 $(1.4 \text{ m}^2/\text{L} \times 35 \text{L} = 49 \text{ m}^2)$

○調乳室:5 m²

調乳室は $0 \cdot 1$ 歳児の保育室から直接出入りできるように配置し、ミニキッチンや冷蔵庫スペースを設け床面積を5 m (三畳)程度とする。

○園児用トイレ:84 m²

0・1 歳児のトイレは、便座 3 つ、園児用手洗い場、シャワーパン、汚物洗い、おむつ交換台、おむつ棚、ベンチ、着替えスペース、職員用手洗い、清掃用流し等を設け、床面積を15 ㎡程度とする。

2歳児のトイレは、小便器2つ、便座3つ、園児用手洗い場、シャワーパン、汚物洗い、おむつ棚、ベンチ、着替えスペース、職員用手洗い、清掃用流し等を設け、床面積を15 m²程度とする。

3歳児のトイレは、小便器3つ、便座4つ(内2つは個室)、園児用手洗い場、シャワー・ 着替えスペース、ベンチ、着替えスペース、職員用手洗い、清掃用流し等を設け、床面積を 18㎡程度とする。 4・5歳児のトイレは男女別とし、小便器4つ、便座8つ(男3女5、各個室)、園児用手洗い場、ベンチ、職員用手洗い、清掃用流し等を設け、床面積を36㎡程度とする。

また、車いす等を利用することもが使用できるトイレや手洗い場の設置。

○ランチルームトイレ・園庭トイレ:各6 m²

ランチルームトイレ・園庭トイレは小便器 1 つ、便座 1 つ、園児用手洗い場を設け、床面 積を 6 ㎡程度とする。

○園児用シャワー室:53 m²

園児用シャワー室は1・2階の屋外園庭への出入口に配置し、下足スペース・更衣室・シャワー室を設け、床面積を21㎡程度1か所、32㎡程度1か所とする。

○職員室・医務室:50 m²

職員数は条例等を踏まえ、園長 1 人、副園長 2 人、教育及び保育に直接従事する職員 19 人の計 22 人以上とする。

職員室は登園口が見渡せる位置とし、園長・副園長・職員の半数(10人)の執務スペースと医務スペース2か所を設け、床面積を50㎡程度とする。

算定根拠:新営一般調査面積算定基準(国土交通省)の執務室の基準を参考に一人当りの 床面積を3.3 ㎡とし、また、医務スペースは1か所当り3.5 ㎡(二畳)程度と する。

 $(3.3 \text{ m}^2/\text{人}\times13 \text{ 人}+3.5 \text{ m}^2\times2 か所=49.9 \text{ m}^2)$

幼保連携型認定こども園基準条例 抜粋

(職員の数等)

第三条 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に掲げる数を合計した数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

- (1) 満4歳以上の園児 おおむね27人につき1人
- (2) 満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね18人につき1人
- (3) 満2歳以上満3歳未満の園児 おおむね5.2人につき1人
- (4) 満1歳以上満2歳未満の園児 おおむね4.5人につき1人
- (5) 満1歳未満の園児 おおむね2.57人につき1人

条例における教育及び保育に直接従事する職員数の算定

園児の 年齢	園児の 定員	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営 に関する基準を定める条例(横須賀市) 算定式 必要職員数		
0 歳児	5 人	(定員/基準値) 5 人/2.57 人	2 人	
1 歳児	25 人	25 人/4. 5 人	6人	
2 歳児	25 人	25 人/4. 5 人	5人	
3 歳児	35 人	35 人/18 人	2 人	
4 歳児	35 人	35 人/18 人	2 人	
5 歳児	35 人	35 人/27 人	2人	
計	160 人	30 7 () 21 7 (19人	

○更衣室・休憩室:52 m²

保育士の更衣室・休憩室は 25 人分のロッカーや休憩スペースを設け、床面積を 22 ㎡程度とする。

また、男性保育士や用務員用に各 9 \rm{m}^2 (4.5 畳) 程度、調理員用に 12 \rm{m}^2 (6 畳) 程度を確保とする。

○職員等のトイレ: 20 m²

職員等のトイレは個室とし、床面積は通常のトイレが2㎡程度、バリアフリー対応トイレが5㎡程度とする。

職員等のトイレは各階に通常のトイレを 2 か所、バリアフリー対応トイレを 1 か所配置 し、また、調理員専用トイレと 0・1 歳児保育室併設トイレとして通常のトイレを 1 か所ず つ配置する。

○相談室:12 m²

保護者からの相談に対応するための相談室を設け、床面積 12 m² (6 畳) 程度を確保する。

○調理室:90 m²

調理室はランチルームに隣接した位置に配置し、床面積は調理室 48 ㎡、検収室 5 ㎡、下処理室 8 ㎡、前室 (汚染・非汚染区域間) 7 ㎡、食品庫・防災備蓄庫 12 ㎡と調理室がない階に配膳室 10 ㎡程度とする

- ○洗濯室・用務室:12 m²
 - 洗濯室・用務室として床面積 12 m² (6 畳) 程度を確保する。
- ○倉庫: 32 m²

倉庫は各階に2か所配置し、床面積は1か所当り8㎡(4.5畳)程度とする。

○エレベーター: 12 m²

条例に基づきエレベーターを配置し、床面積は1フロアー当り6㎡程度とする。

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 抜粋

第四章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項 (特別特定建築物に追加する特定建築物)

第29条 法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物に追加する特定 建築物は、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第 85条第1項及び第2項に規定する応急仮設建築物並びに同条第5項の許可を受けた建 築物(次条各号において「仮設建築物」という。)を除く。

- (1) 学校(政令第5条第1号に掲げるものを除く。)
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(政令第5条第9号に掲げるもの及び規則で定めるものを除く。)

(建築の規模)

第30条 法第14条第3項の規定により条例で別に定める同条第1項の建築の規模(新築、増築又は改築の場合の規模に限る。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。第32条第2項において同じ。)とする。

(1) 政令第5条第1号、第2号、第4号、第6号、第8号から第10号まで及び第12号から第16号までに掲げる特別特定建築物(仮設建築物を除く。)並びに前条第1号及び第3号に掲げる特定建築物 合計500平方メートル

(建築物移動等円滑化基準の適用除外)

第32条 第29条各号に掲げる特定建築物のうち、幼稚園及び保育所については、政令 第14条第1項第2号の規定は、適用しない。

2 第30条第1号に掲げる特別特定建築物及び特定建築物のうち、床面積が1,000平方メートル未満の特別特定建築物及び特定建築物の移動等円滑化経路(階と階との間の移動に係る部分に限る。)については、政令第18条第2項第1号の規定は、適用しない。

○階段:112 m²

条例に基づき常用屋内階段 1 か所と避難用屋外階段を配置し、床面積は 1 フロアー当り 28 ㎡程度とする。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 抜粋 第十三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条の2、第9条から第9条の3まで、第11条(第4項ただし書を除く。)、第14条の2、第14条の3第1項、第3項及び第4項、第32条第8号、第32条の2(後段を除く。)並びに第36条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第32条第8号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第32条第8号イ	耐火建築物(建築基準法(昭和25年法	建築基準法(昭和25
	律第201号) 第2条第9号の2に規定する	年法律第201号)第2
	耐火建築物をいう。以下この号におい	条第9号の2に規定す
	て同じ。) 又は準耐火建築物(同条第9	る耐火建築物
	号の3に規定する準耐火建築物をいい、	
	同号口に該当するものを除く。) (保	
	育室等を3階以上に設ける建物にあって	
	は、耐火建築物)	
第32条第8号口	施設又は設備	設備
第32条第8号ハ	施設及び設備	設備
第32条第8号へ	乳幼児	園児
第32末第0万 °	七夕 17年	<u> </u> <u> </u> <u> </u>

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 抜粋 第五章 保育所

(設備の基準)

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 耐火建築物 (建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。) 又は準耐火建築物 (同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。) (保育室等を 3 階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物) であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる 区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられているこ と。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第 1 項各
		号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同
		条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階
		から 2 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又
		は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、
		第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。)
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾
		斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段

へ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

○園庭: 500 m²

園庭は条例を踏まえ500 m²程度とする。

算定根拠:「幼保連携型認定こども園基準条例」第2条に規定する「内閣府等令」

(園舎及び園庭)

第六条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
- 一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積
 - イ 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積(単位 平方メートル)
2 学級以下	330+30×(学級数-1)
3 学級以上	400+80×(学級数-3)

- □ 3.3 平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 二 3.3 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

条例等における基準のチェック

	計画園庭面積	幼保連携型認定こども園基準条例第2条に
		規定する「内閣府等令」
3 歳児以上		イ>ロ 400 m²
		イ:400+80×(3 学級-3)=400 ㎡
		口:3.3 m²/人×105 人=346.5 m²
2歳児		82. 5 m²
		3.3 m²/人×25 人
	500 m ² >482. 5 m ²	482. 5 m²
	⇒OK	400 m² + 82. 5 m²

4. 計画床面積表

計画床面積の算定をもとに計画床面積表を作成する。

計画床面積表

室名	床面積(㎡)	備考
登園口	40	
廊下等	204	
0・1 歳児 保育室	115	有効面積 99.00 m 以上
2 歳児 保育室	65	有効面積 49.50 m 以上
3 歳児 保育室	80	有効面積 69.30 m ² 以上
4 歳児 保育室	80	有効面積 69.30 m ² 以上
5 歳児 保育室	80	有効面積 69.30 m ² 以上
ランチルーム	90	2~5歳児の半数(65人)が利用
読書室	50	
調乳室	5	
0・1 歳児 トイレ	15	
2歳児 トイレ	15	
3歳児 トイレ	18	
4・5 歳児 トイレ	36	
ランチルームトイレ	6	
園庭トイレ	6	
園児用シャワー室①	21	
園児用シャワー室②	32	
職員室・医務室	50	
保育士更衣室(女)	22	女性保育士 25 人、休憩室兼用
保育士更衣室 (男)	9	男性保育士3人、休憩室兼用
用務員更衣室	9	用務員2名、休憩室兼用
調理員更衣室	12	調理員5名、休憩室兼用
職員トイレ	6	2.0 m²×3 か所

室名	床面積(m²)	備考
みんなのトイレ	10	5.0 m ² ×2 か所 (各階 1 か所)
調理員専用トイレ	2	
0・1歳児保育士 トイレ	2	
相談室	12	
調理室	48	
検収室	5	
下処理室	8	
前室	7	
食品庫・防災備蓄庫	12	
配膳室	10	調理室がない階に設置
洗濯室・用務室	12	
倉庫	32	8.0 m ² ×4 か所 (各階 2 か所)
エレベーター	12	6 m ² ×2 フロアー
屋内階段	56	28 m ² ×2 フロアー
屋外階段	56	28 m ² ×2 フロアー
合計	1350	